整理番号：2-1
提言題名：取手駅の喫煙所設置が不適である

【提言の要旨】
取手市まちをきれいにする条例第1条「市民の快適な生活環境の確保を図る」に係る行為が不適である。もともと，利根川からの風が普通条件下に起こる環境下にて，取手駅前の喫煙所設置位置が不良であり，分煙効果もなく，受動喫煙となっている。特に西口喫煙所は，2階エレベーター口に隣接されており，エレベーター利用者（子ども，お年寄りなど）が受動喫煙となっている。また，JRと常総線の駅改札口への影響も大である。取手市の交通での表玄関口が受動喫煙となっては，市民として快適な生活環境が確保されていると思わない。よって，喫煙所の設置について再考が必要と思う。
（50代　男性　平成30年5月受付）

【回答の要旨】
喫煙所から流れ出るたばこの煙について大変なご迷惑と存じますが，現行の喫煙所の位置についてはタバコのポイ捨て防止や歩行喫煙防止のマナーの向上を図るため，地元の自治会と設置場所について協議を重ね，現在の位置になった経緯があります。また設置については，市とJTが連携してJTが喫煙施設を設置し，まちの環境美化の向上を図ってきたところですので，ご理解を御願い致します。なお，以上の経緯により現在地に喫煙所が設置されたところですが，現在西口の再開発事業が進んでおり，取手駅西口駅前ロータリーについても大幅な変更が予定されています。現在の喫煙所の場所についても計画地内にあることから，今後，ご意見を踏まえ地元自治会のご意向を伺いながら，市の関係部署と協議検討し，喫煙者と非喫煙者が共存できる街づくりを目指して参りますので，重ねてご理解のほど，よろしくお願いいたします。
（環境対策課　平成30年5月回答）